



【緊急対策枠】

エネルギー価格の変動に対応する 中小企業等の体質改善・CO₂削減を応援します！

1. 受付方法等

申請受付期間	補助率	補助上限額	対象者決定方法
令和7年4月25日(金) ～ 4月30日(水) * 受付 9時～17時 土日祝除く	1 / 2	500万円	原則、抽選 (「3. 申請にあたっての注意事項」参照)

※ 電子申請での受付となります。URLが決まり次第、HPでご案内します（郵送・電子メール・FAX・持参は不可）

2. 対象事業

① 設備更新等

条件：15年以上使用している設備の**高効率設備***への更新に限る（照明設備は対象外）

*「高効率設備」：以下の3つのいずれかに該当する設備



高効率空調設備



高効率ボイラー



太陽光発電設備
+ 蓄電池

1	省エネ法のトップランナー基準達成率100%以上の設備
2	経済産業省所管「省エネルギー投資促進支援事業『Ⅲ設備単位型』」の補助対象設備（HP参照） https://sii.or.jp/setsubi06r/search/ https://sii.or.jp/setsubi05r/search/
3	1, 2 以外の設備で一般的な設備と比べ10%以上の省エネ改善効果が認められるもの

② 再エネ活用設備の導入

条件：再エネ活用設備のうち太陽光発電は**蓄電池を併設**すること（蓄電池のみの新規設置可）

3. 申請にあたっての注意事項

- ・申請受付期間中（4月25日(金)～4月30日(水)）は受付を締め切りません
- ・申請受付期間中に予算額を超えた場合は、全ての申請を対象に抽選で対象者及び補欠者*を決定します
*「補欠者」は、補助の辞退等があった場合、繰り上がって補助対象となります
- ・申請受付期間中に予算額に達しなかった場合は、5月1日（木）以降も原則先着順で受付を行います（ただし、予算額を超えた日の申請は、その日の申請を対象に抽選で対象者及び補欠者を決定します）
- ・一定数の補欠者が確保できない場合は、補欠者を補充するための受付を行う場合があります
- ・対象者は県内で事業を行う中小企業等です（詳細はHP参照）
- ・次の補助金の受給者は対象外です
 - ① 令和4年度（4年8月募集開始分及び5年1月募集開始分）
 - ② 令和5年度（5年7月募集開始分及び6年1月募集開始分）
 - ③ 令和7年度予算によるスマートCO₂排出削減設備導入補助金（受給予定者含む）
- ・同一の設備で、国等の補助金との併用はできません

【申請先】 令和6年度CO₂排出削減設備導入補助金事務局（委託先）
東武トップツアーズ（株） 電話：以下のホームページでご案内します

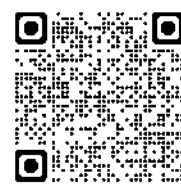
【問い合わせ先】 埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-3021 E-mail a3030-27@pref.saitama.lg.jp

※ 情報は県HPで更新していきます。以下のURLをご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r6co2hojo-kinkyutaisaku.html>



4. 対象経費

【補助対象経費】

設備費、工事費 ※補助対象経費の合計が**30万円以上の事業**が対象となります

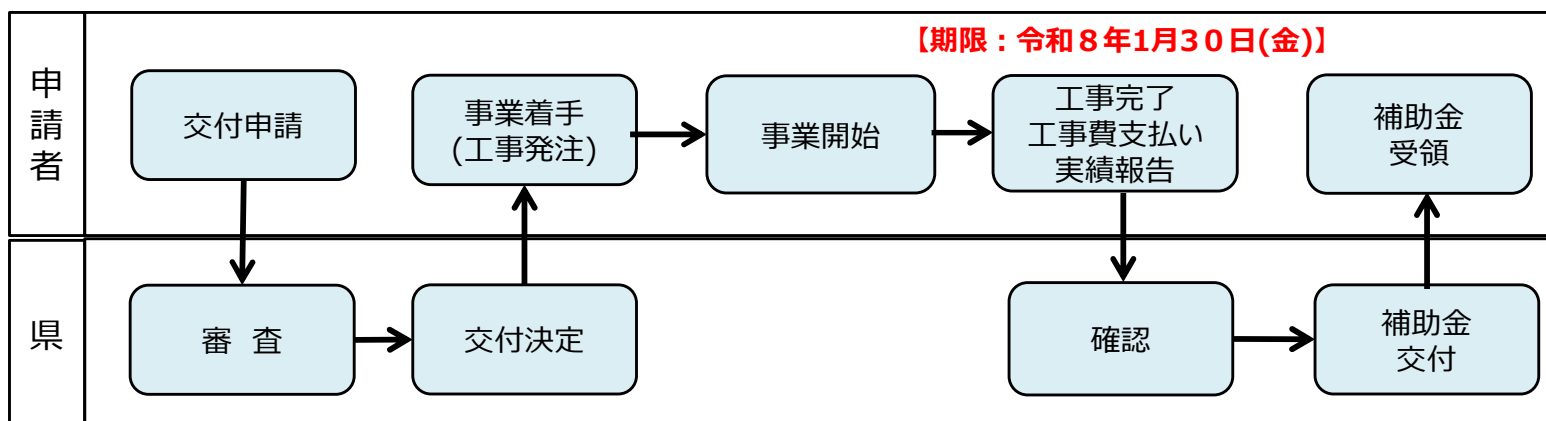
【補助対象外経費】

能力の増強に係る経費、撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、消費税及び地方消費税 等

※設備更新前後で能力の増強は、原則として認められません

※既存設備の撤去に係る費用は補助対象外です

5. 事業フロー



6. 事業実施・実績報告に係る留意事項

- 補助金の交付決定前に**補助対象事業に着手（工事発注含む）してはならない**ものとします
- 実績報告書の提出期限は、**令和8年1月30日（金）**です
- 実績報告までに「埼玉県環境SDGs取組宣言企業」宣言書の提出が必要です
- 再エネ活用設備の導入者は災害時等に当該設備から創られるエネルギーを地域住民に提供するよう自治体等から要請があった場合には、可能な範囲でご協力願います
- 実績報告までに施工業者への支払いが必要です（原則、金融機関での振込）

7. 申請書提出にあたって

- 電子申請での受付となります
- 補助要綱、補助要領、Q&A、ホームページでの案内などを十分御理解の上、申請してください。
- 申請には、下記の申請書類の添付が必要となりますので、ご準備ください
※郵送・電子メール・FAX・持参での受付は行いません。詳細については、県ホームページをご確認ください

8. 申請書類

- 申請書
- CO2削減量算定シート
- 見積書（2者以上）
- 導入機器のカatalog等（設備更新の場合は**高効率設備であることが確認できるもの**等）
- 図面（全体配置図）
- 登記事項証明書（個人事業主：営業届出済証明書 等）
- 法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書
（個人事業主：個人県民税・個人事業税）
- 決算報告書の写し（損益計算書、貸借対照表、青色申告書 等）

※詳細は県ホームページをご確認ください



SDGs 未来都市
埼玉県